

簡易宿所（簡易宿泊所）に係る防火対策の更なる徹底について

伊都消防組合消防本部

夜間における応急体制の確保

消防訓練の実施については、従業員による初期消火、避難誘導、通報等の確実な実施が重要になることから、特に夜間に火災が発生したことを想定した訓練を加えるなど、施設の実情を踏まえた訓練の実施を行うこと。

消防法令等の法令の遵守

簡易宿所（簡易宿泊所）において、消防用設備等の設置や防火管理の実施に係る消防法令等を遵守すること。なお、消防法令等の違反又は消防用設備等の不備がある場合は、火災発生時に大きく被害が拡大することが予想されることから、早急に改善を行うこと。

火災予防対策の推進

簡易宿所（簡易宿泊所）における、火災予防対策の推進を図るために、次の事項に留意され、出火防止、避難管理等の徹底を図ること。

- (1) 建物の周囲に燃えやすい物を放置しないなど、放火防止対策の徹底を図ること。
- (2) 喫煙等の火気管理の徹底を図ること。
- (3) 厨房機器等の火気使用設備・器具の管理の徹底を図るとともに、過熱防止装置などの出火防止機能に優れた機器等の使用の推進を図ること。
- (4) 階段、通路などの避難経路及び防火戸・防火区画の管理の徹底を図ること。
- (5) カーテン及びじゅうたん等の防災製品の使用（義務）を徹底するとともに、寝具・布張り家具（ソファ等）に防災性能（これに相当する着火防止性能を含む。）を有する製品の使用（任意）を推奨します。